

# 告 示

埼玉県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル騎西店

埼玉県加須市根古屋六百四十八番地三

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ユニー騎西店

（変更後）スーパーセンタートリアル騎西店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 家田美智雄

愛知県名古屋市中村区名駅二丁目四十五番十九号 外 計七者

（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

## ハ 変更年月日

平成二十三年三月一日

## ニ 届出年月日

平成二十三年四月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年九月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課